

	協 議 題	趣 旨 説 明 等
本年度の協議内容	1 福岡県公立高等学校PTA連合会表彰規程の改正について ・第2条(3)項 単位PTAの会長として永年勤続し、特に功績があった者(5年以上)の削除	○この規程については、平成11年4月に改正されたように記載されているが、実際には該当者があっても、適用した例がない。 ○この改正については、総務委員会の報告はあっているようだが、役員会を経て総会に提案された形跡がない。(正式に承認されたものではない) ○この規定がなくても、永年勤続の場合、役員会で検討し、特別感謝状贈呈を行うことができる。
	2 福岡県公立高等学校PTA連合会旅費規程の改正について ・第6条(1)項 第5条により計算した旅費に著しく不合理を生じた場合(自宅から用務地までの交通費実費を下回る場合等)には、自宅から用務地迄の実費により算出した旅費とする。の改正 (参考)第5条(1) PTA所属校(又は事務局)最寄りの駅から用務地最寄りの駅までの最短距離の鉄道賃及び船舶・車賃並びに急行あるいは特別急行料金、航空賃とする。(特別割引切符対象については、それを適用する。)	○役員会の会議出席に係る経費負担や時間の軽減するために改正したい。(自宅からでなく、職場から直接会議出席の場合も多い。) ○県内には、急行の運行が存在しない。 ○旅費規程の運用要項も同時に見直しを行いたい。
	事 項	趣 旨 ・ 内 容
役員会への提起事項	1 福岡県公立高等学校PTA連合会表彰規程の改正	○第2条(3)項 単位PTAの会長として永年勤続し、特に功績があった者(5年以上)を削除
	2 福岡県公立高等学校PTA連合会旅費規程 第6条(1)項および運用要項第1項の改正第6条(1)項 第5条により計算した旅費に著しく不合理を生じた場合(自宅から用務地までの交通費実費を下回る場合等)には、自宅から用務地迄の実費により算出した旅費とする。の改正 (参考)第5条(1) PTA所属校(又は事務局)最寄りの駅から用務地最寄りの駅までの最短距離の鉄道賃及び船舶・車賃並びに急行あるいは特別急行料金、航空賃とする。(特別割引切符対象については、それを適用する。)	○第6条(1)第5条により計算した旅費に著しく不合理を生じた場合(自宅から用務地までの交通費実費を下回る場合等)には、自宅から用務地迄の実費により算出した旅費とする。 (変更)自宅から(2か所) → 自宅や職場から ○第1項別表 急行料金 片道50キロを超える場合 (変更)特別急行料金(自由席)又は急行料金 片道50キロ程度を超える場合 新幹線含む

処 理	備 考 (調 査 等 資 料 名)
・総務委員会において、4回の会議を重ねた結果、表彰規程第2条(3)項については削除するという結論に至り、役員会、総会に提案することとした。 (理由)この条項があいまいな形で規定にあったこと、5年以上の永年勤続表彰についても、役員会における特別表彰で網羅できること	
・議論を重ねた結果、第6条(1)項および、旅費規程の運用要項を改正するという結論に至り、役員会、総会に提案することとした。	
協 議 題	趣 旨 等
次年度への要望(引継)事項	・特になし